

たたかい方改革

～つかみ取ろう、安定した雇用と均等待遇を！～

有期・派遣労働 2018年問題とは？

【有期】2013年4月1日以降、同じ使用者との間で通算5年を超えて契約更新してきた場合、その労働者の申込みにより無期労働契約に転換できます。2018年4月1日で5年を迎えます

【派遣】2015年9月30日以降、通算で3年を超えて同じ派遣先の同じ部署で就労している派遣社員は、希望すればその派遣先の社員になることができます。2018年9月30日で3年を迎えます

→無期転換・直用化を阻止するため、不当な雇止め・派遣切りが多発するおそれがあります！
無期転換・直用後も、労働条件の不当な格差を押しつけられるおそれがあります！

■日時

2018年3月16日(金)

18:30～20:30

■場所 エル・おおさか

(大阪府立労働センター)

本館5階 視聴覚室

■事前申込不要、参加無料

(住所:大阪府中央区北浜東3-17 TEL:06-6942-0001)



京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より西へ300m
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

■内容

・【解説】2018年問題を学ぼう！

〈講師〉谷 真介 弁護士

(北大阪総合法律事務所)

有期・派遣労働に精通する弁護士が、法制度の概要・問題点を解説します。

・【事例紹介】

実際の事例から「たたかい方」を学ぼう！

無期転換・直用を勝ち取った組合から、その経験や方法をお話して頂きます。

・【取り組み紹介】

無期転換・直用・均等待遇の実現のための各種団体の取り組みを学び、今年の「たたかい」に備えよう！

→2018年問題の「たたかい方」を考えよう！

無期転換・直用化、その後の均等待遇・格差是正を勝ち取るために、どのような「たたかい方」をすべきかを考えます。

※有期・派遣労働2018年問題の法律相談承ります！

当日の会場で当会所属の弁護士が相談を承ります。

主催 民主法律協会 〒530-0054 大阪市北区南森町1-2-25 南森町 i S ビル 7階

TEL: 06-6361-8624 Fax: 06-6361-2145 E-mail: info@minpokyo.org

※パート・有期・非常勤問題研究会(毎月第3金曜日)、派遣労働問題研究会(毎月第4火曜日)では、2018年問題だけでなく有期・派遣労働に関する法律相談を随時受け付けております。